特設行政相談会

【問合せ】市民協働ふれあい課
☎ 072-958-1111 内線 1070

［ 日時 ］ 10 月 19 日㈪ 13:00 ～ 16:00　※受付は 12:30 ～ 15:00、当日随時受付
［ 場所 ］ 市役所別館 3 階 会議室

■行政相談（行政相談委員）…国の行政機関業務などに関する苦情、行政の仕組みや手続きなどの相談
■登記相談（司法書士）…土地・建物に関する権利の登記などについての相談
■登記相談（土地家屋調査士）…土地・建物に関する表示登記についての手続きの案内および測量や土地の境界などに関する相談

～身近な相談相手、行政相談委員～

総務大臣から委嘱された方で、皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関に対する通知などを行っています。費用は無料で、秘密は守られます。なお、市役所（偶数月）・陵南の森総合センター（奇数月）にて、毎月第 2 ㈬ 13:00 ～ 15:00（10 月を除く）まで行っています。予約は不要ですので、お気軽にお越しください。

教えて消費生活 Q&A ～ウイルス警告画面にご注意！～

Q

パソコンでインターネットを使用中に、「ウイルスに感染した」という警告画面が表示された。表示された連絡先に電話をすると、セキュリティソフトの購入を勧められ、言われるままクレジットカード番号を入力しようとしたが、おかしいと思い電話を切った。今後、不当な請求はされないですか？

A

カード番号を入力する前であれば、請求される可能性は低いです。突然警告画面が表示されても、慌てて表示された番号に連絡したり、すぐに申し込むことはやめましょう。偽の画面か判断が難しい場合は、契約中の通信会社などに相談しましょう。契約してしまった場合や困った時は、消費生活センターに相談してください。

【消費生活相談】
毎日 10：00 ～ 12：00 ／ 13：00 ～ 15：30（相談受付）（土日祝除く）まずは電話でお問い合わせください。
消費生活センター（市役所本館 2 階）　☎ 072-947-3715（直通）

駐車場の適正利用にご協力を！

障害者や高齢者など移動に配慮を要する方が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などに車いす使用者用の駐車区画があります。ご利用いただくための利用証は大阪府が交付しています。

【申請に必要な書類】
・障がい者等用駐車区画利用証交付申請書
・申請に必要な書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証等、介護保険被保険者証、母子健康手帳、医師の診断書・意見書等）
・利用証を郵送するための切手（140 円）　・利用証（更新申請時）

【問合せ・申請窓口】
〒 540-8570　大阪市中央区大手前 2 丁目　大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 権利擁護グループ
☎ 06-6944-2362　FAX 06-6942-7215